

日知録訳注春秋篇(三)

野間 文史

目次

27	納公孫寧儀行父於陳	28	三國來賂	29	殺或不稱大夫
30	邾子來會公	31	葬用柔日	32	諸侯在喪稱子
33	未踰年書葬	34	姒氏卒	35	卿不書族
36	大夫稱子	37	有諡則不稱字	38	人君稱大夫字
39	王貳於號				

27 納公孫寧儀行父於陳

孔寧儀行父從靈公宣淫於國、殺忠諫之洩冶、君弑不能死、從楚子而入陳。春秋之罪人也。故書曰、納公孫寧儀行父於陳。杜預乃謂二子託楚以報君之讎、靈公成喪、賊討國復、功足以補過。嗚呼、使無申叔時之言、陳爲楚縣矣。二子者楚之臣僕矣。尚何功之有。幸而楚子復封、成公反國。二子無秋毫之力。而杜氏爲之曲說、使後世詐諛不忠之臣得援以自解。嗚呼、其亦愈於已爲他人郡縣、而猶言報讎者歟。與楚子之存陳、不與楚子之納二臣也。公羊子固已言之、曰存陳悌

矣

*世界書局本「者」を「也」に誤る。

孔寧・儀行父(①)は靈公に従ひて淫を國に宣べ、忠諫の洩冶を殺し、君弑せらるるも死する能はず、楚子に従ひて陳に入る。春秋の罪人なり。故に書して曰はく、「公孫寧・儀行父を陳に納る(②)」と。杜預(③)は乃ち謂ふ「二子は楚に託して以て君の讎に報じ、靈公喪を成し、賊の討ぜられ國の復するは、功以て過ちを補ふに足る」と。嗚呼、申叔時の言無からしめば、陳は楚の縣と爲らん。二子は楚の臣僕なり。尚ほ何の功か之れ有らん。幸にして楚子復た封じ、成公國に反る。二子に秋毫の力も無し。而るに杜氏之が曲説を爲し、後世の詐諛・不忠の臣をして援きて以て自ら解するを得しむ。嗚呼、其れ亦た已に他人の郡縣と爲りて、而も猶ほ讎に報ゆるを言ふ者に愈れるか。

楚子の陳を存するを與し、楚子の二臣を納るるを與さざるなり。公羊子(④)固より已に之を言ふ、曰はく「陳を存するは、悌むなり」と。

①孔寧・儀行父 この間の事情は『左伝』宣公九年・十年の条に見える

宣09 「陳殺其大夫洩冶」

陳靈公與孔寧儀行父通於夏姬。皆衷其相服以戲于朝。洩冶諫曰「公卿宣淫、民無効焉。且聞不令。君其納之」。公曰「吾能改矣」。公告二子。二子請殺之。公弗禁。遂殺洩冶。

孔子曰「詩云、『民之多辟、無自立辟』。其洩冶之謂乎」。

宣10 「癸巳、陳夏徵舒弑其君平國」

陳靈公與孔寧・儀行父飲酒於夏氏。公謂行父曰「徵舒似女」。對曰「亦似君」。徵舒病之。公出。自其廐射而殺之。

二子奔楚。

宣11 「丁亥、楚子入陳、納公孫寧・儀行父子于陳」

冬、楚子爲陳夏氏亂故、伐陳。謂陳人無動。將討於少西氏、遂入陳。殺夏徵舒、轆諸栗門。因縣陳。陳侯在晉。申叔時使於齊、反、復命而退。王使讓之曰「夏徵舒爲不道、弑其君。寡人以諸侯討而戮之。諸侯縣公皆慶寡人。女獨不慶寡人。何故」。對曰「猶可辭乎」。王曰「可哉」。曰「夏徵舒弑其君、其罪大矣。討而戮之、君之義也。抑人亦有言曰『牽牛以蹊人之田、而奪之牛』。牽牛以蹊者信有罪矣。而奪之牛、罰已重矣。諸侯之從也、曰『討有罪也』。今縣陳、貪其富也。以討召諸侯而以貪歸之。無乃不可乎」。王曰「善哉。吾未之聞也。反之、可乎」。對曰「吾儕小人所謂取諸其懷而與之也」。乃復封陳。鄉取一人焉以歸。謂之夏

州。故書曰「楚子入陳、納公孫寧・儀行父子于陳」。書有禮也。

申叔時の諫言を聞き入れた楚荘王が、一旦滅ぼした陳国を再び封じたのである。

② 納公孫寧儀行父子于陳 宣公十一年経。①参照。

③ 杜預 宣公十一年経注。

④ 公羊子 『公羊伝』昭公九年「陳已滅矣。其言陳火何、存陳也。

曰存陳悖矣。曷爲存陳。滅人之國、執人之罪人、殺人之賊、葬人之君。若是則陳存悖矣。」

28 三國來媵

十二公之世、魯女嫁於諸侯多矣。獨宋伯姬書三國來媵、蓋宣公元妃所生。〔宣公元年、夫人至自齊、即穆姜。〕

庶出之子不書生、故子同生特書。庶出之女不書致、不書媵。故伯姬歸於宋特書。

衛碩人之詩曰、東宮之妹、正義曰、東宮太子所居也。繫太子言之、明與同母、見夫人所生之貴。是知古人嫡庶之分、不獨子也、女亦然矣。

十二公の世、魯女の諸侯に嫁するもの多し。獨り宋伯姬のみ三國來たりて媵す〔①〕るを書するは、蓋し宣公の元妃の生む所なればなり。〔宣公元年〔②〕「夫人、齊より至る」とは、即ち穆姜なり。〕

庶出の子は生まるるを書せず、故に「子同の生まる〔③〕」るを特に書す。庶出の女は致すを書せず、媵を書せず。故に「伯姬の宋

に歸ぐ(④)を特に書す。

衛の碩人の詩(⑤)に曰はく「東宮の妹」と。正義に曰はく「東宮は太子の居る所なり。太子に繋けて之を言ふは、與に母を同じくするを明らかにし、夫人の生む所の貴きを見す」と。是れ知りぬ、古人の嫡庶の分は、獨り子のみならず、女も亦た然るを。

①三國來媵 成公八年経「衛人來媵」、九年経「晉人來媵」、十年経「齊人來媵」とある三条を指す。「媵」とは、公女が諸侯に嫁入りする際に付き従う女性をいうが、妹や姪の場合が多い。

「そいよめ」「腰元」という和訓があてられる。

②宣公元年 宣公元年経「公子遂如齊逆女。三月、遂以夫人婦姜至自齊」。

③子同生 桓公六年「九月、丁卯、子同生」。桓公の嫡子、後の莊公である。ちなみに『春秋』経文の上に生没年が明記されているのは、この莊公同と孔子のみである。孔子の場合は、後人の加筆によるものであろうから、莊公は『春秋』中の唯一の例ということになる。

④伯姬歸於宋 成公九年経「二月、伯姬歸于宋」。

⑤衛碩人詩 『毛詩』衛風碩人篇。「齊侯之子、衛侯之妻、東宮之妹」とある。

29 殺或不稱大夫

凡書殺其大夫者、義繋於君而責其專殺也。盜殺鄭公子駢公子發公子輒、文不可曰盜殺其大夫、故不言大夫。【杜氏曰、以盜爲文、故不得

言其大夫。】其義不繋於君、猶之盟會之卿書名而已。胡氏以爲罪之而削其大夫、非也。

閻弒吳子餘蔡、言吳子則君可知矣。文不可曰吳閻弒其君也。【盜殺蔡侯申同此。○春秋中凡若此者、皆趙子所謂避不成辭。】殺梁子曰、不稱其君、閻不得君其君也、非也。

* 文脈上「其」字を脱したものとみなし、私見によりこれを補う。

凡そ「其の大夫を殺す」を寫するは、義をば君に繋けて其の專殺を責むるなり。「盜鄭公子駢・公子發・公子輒を殺す(①)」は、文に「盜其の大夫を殺す」と曰ふべからず、故に「大夫」を言はず。【杜氏(②)曰はく「盜を以て文を爲すが故に其の大夫と言ふを得ず」と。】其の義の君に繋げざること、猶ほ之れ盟會の卿に名を寫するがごときのみ。胡氏(③)以爲へらく「之を罪して其の大夫を削る」とは、非なり。

「閻吳子餘蔡を弒す(④)」るは、「吳子」と言へば則ち君なること知るべし。文に「吳の閻其の君を弒す」と曰ふべからざるなり。【「盜蔡侯申を殺す(⑤)」も此に同じ。○春秋中の凡そ此の若き者は、皆な趙子(⑥)の所謂「辭を成さざるを避く」るものなり。】殺梁子(⑦)曰はく「其の君を稱せざるは、閻其の君を君とするを得ざればなり」とは、非なり。

①盜殺鄭公子駢公子發公子輒 襄公十年経「冬、盜殺鄭公子駢・公子發・公孫輒」。

②杜氏 襄公十年経注。

③胡氏 『春秋胡氏伝』襄公十年。「故削其大夫爲當官失職者之鑒也」とある。

④闞弑吳子餘蔡 襄公二十九年經「闞弑吳子餘蔡」。

⑤盜殺蔡侯申 哀公四年經「春王三月、庚戌、盜殺蔡侯申」。

⑥趙子 趙匡の説で、「文章表現上そうせざるを得ない」の意。

『春秋集伝纂例』卷四朝聘如例第十五の附例「王臣及外大夫以操事來者」の条、また卷十五用兵例第十七にも、「趙子曰」として見える。

⑦穀梁子 『穀梁伝』襄公二十九年に「闞、門者也。寺人也。不稱名姓。闞不得齊於人。不稱其君、闞不得君其君也。禮、君不使無恥。不近刑人。不狎敵。不遷怨。賤人非所貴也。貴人非所刑也。刑人非所近也。擧至賤而加之吳子。吳子近刑人也。闞弑吳子餘蔡、仇之也」とある。

〔補説〕趙匡の「避不成辭」という表現は、**23**〔補説〕で述べた「臨文之不得不然也」という表現と同様のものである。

30 邾子來會公

定公十四年、大蒐于比蒲。邾子來會公。春秋未有書來會公者。來會非朝也。會于大蒐之地也。嘉事不以野成、故明年正月復來朝。

定公十四年「大いに比蒲に蒐す。邾子來たりて公に會す」。春秋には未だ「來たりて公に會す」るを書する者有らず。「來會」は「朝」に非ざるなり。大蒐の地に會するなり。嘉事は野を以て成ら

ず(①)、故に明年(②)正月に復た「來朝」す。

①嘉事不以野成 参考：『左伝』定公十年「犧象不出門、嘉樂不野合」。『左伝』の意味は、儀式に使う礼器は国門を出ないし、野外で正式な演奏はしない、ということ。

②明年 定公十五年經「十有五年春、王正月、邾子來朝」。

31 葬用柔日

春秋葬皆用柔日。宣公八年冬十月己丑、葬我小君敬嬴。雨不克葬。庚寅日中而克葬。定公十五年九月丁巳、葬我君定公。雨不克葬。戊午日下辰乃克葬。己丑丁巳所卜之日也。遲而至於明日者、事之變也、非用剛日也。【經文所書葬列國之君、無非柔日者。惟成公十五年秋八月庚辰、葬宋共公、是剛日。其亦雨不克葬、遲而至於明日也與。】漢人不知此義、而長陵【高帝】以丙寅、茂陵【武帝】以甲申、平陵【昭帝】以壬申、渭陵【元帝】以丙戌、義陵【哀帝】以壬寅、皆用剛日。穆天子傳、盛姬之葬以壬戌。疑其書爲後人僞作。

春秋の「葬」には皆な柔日(①)を用ふ。宣公八年「冬十月己丑、我が小君敬嬴を葬むる。雨ふりて葬むる克はず。庚寅日中にして克く葬る」。定公十五年「九月丁巳、我が君定公を葬むる。雨ふりて葬むる克はず。戊午の日下り辰きて乃ち克く葬むる」。己丑・丁巳は卜する所の日なり。遅れて明日に至るは、事の變にして、剛日を用ふるに非ざるなり。【經文に書する所の列國の君を葬むるもの、柔日に非ざる者無し。惟だ成公十五年「秋八月庚辰、宋の共公を葬むる」のみは、

是れ剛日なり。其れ亦た雨ふりて葬むる克はず、遅れて明日に至るものなるか。漢人②は此の義を知らずして、長陵【高帝】は丙寅を以てし、茂陵【武帝】は甲申を以てし、平陵【昭帝】は壬申を以てし、渭陵【元帝】は丙戌を以てし、義陵【哀帝】は壬寅を以てし、皆な剛日を用ふ。

穆天子傳③に、盛姫の葬をば壬戌を以てす。疑ふらくは其の書は後人の偽作するもの爲り。

①柔日 十干のうち、甲・丙・戊・庚・壬を剛日、乙・丁・己・辛・癸を「柔日」とする。『禮記』曲禮上篇に「外事用剛日

〔鄭玄：順其出爲陽也。出郊爲外事。春秋傳曰、甲午祠兵〕、内事用柔日〔順其居内爲陰〕とあり、また『儀禮』士虞禮にも「始虞用柔日」とある。埋葬は柔日を用いるということ。

②漢人 『漢書』本紀中から皇帝埋葬の記事を抜粋すると以下の通り。*印が剛日であるから、顧氏の指摘する通りである。

- 高帝紀下 「五月丙寅、葬長陵」*
- 惠帝紀 「九月辛丑、葬安陵」
- 文帝紀 「六月乙巳、葬霸陵」
- 景帝紀 「二月癸酉、葬陽陵」
- 武帝紀 「三月甲申、葬茂陵」*
- 昭帝紀 「六月壬申、葬平陵」*
- 元帝紀 「春王正月辛丑、孝宣皇帝葬杜陵」
- 元帝紀 「秋七月丙戌、葬渭陵」*
- 成帝紀 「四月己卯、葬延陵」

哀帝紀 「秋九月壬寅、葬義陵」*

③穆天子傳 『穆天子伝』卷六には「甲辰、天使南葬盛姫于樂池之南」とあつて、実は顧氏のいう「壬戌」ではない。ただし「甲辰」も剛日であるので、論旨に支障は無いことになる。

なお『穆天子伝』は、晋代に戦国時代の魏王の墓から出土した、いわゆる汲冢書のひとつである。その内容は周の穆王の旅行記の体裁をとつて展開するが、顧氏はそれが穆王時代の実録だと見なすことに疑義を提出しているのである。おそらく晋代の偽作と見なしているのではあるまい。

〔補説〕井上總氏「殷代廟号考―廟号と陰陽の関係―」(千田稔編

『環シナ海文化と古代日本―道教とその周辺』人文書院 一九九〇年)によれば、甲骨文に記述された殷王の埋葬記録から、殷王の埋葬時期もやはり柔日を用いていることが明らかとなる。

32 諸侯在喪稱子

凡繼立之君、踰年正月乃書即位、然後成之爲君。未踰年則稱子。未踰年、又未葬則稱名。先君初没、人子之心不忍亡其父也。父前子名故稱名。莊公三十二年子般卒、襄公三十一年子野卒、是也。已葬則子道畢而君道始矣。子而不名。文公十八年子卒、僖公二十五年衛子【成公】、二十八年陳子【共公】、定公三年邾子【隱公】是也。〔雜記曰、君薨、太子號稱子、待猶君也。鄭氏注曰、謂未踰年也。〕踰年則改元、國不可以曠年無君。〔白虎通曰、踰年稱公者、緣臣民之心、不可一日無君也。緣終始之義、一年不可有二君也。〕故有不待葬而即位、

則已成之爲君。文公元年春王正月、公即位、成公元年春王正月、公即位、定公元年夏六月戊辰、公即位、桓公十三年衛侯【惠公】、宣公十一年陳侯【成公】、成公三年宋公【共公】、衛侯【定公】是也。所以敬守而重社稷也。【杜氏左傳注、衛宣公未葬、惠公稱侯以接鄰國、非禮也。蓋不達此義。】此皆周公之制、魯史之文、而夫子遵之者也。公羊傳曰、君存稱世子、【世子下仍當繫名。若陳世子款鄭世子華之類。】君薨稱子某、既葬稱子、踰年稱公、得之矣。

未葬而名、亦有不名者。僖公九年宋子【襄公】、定公四年陳子【懷公】是也。所以從同也。【盟會之文、從同而書、不得獨異。○昭公二十二年、劉子單子以王猛居於臯、劉盆亦在喪。】已葬而不名、亦有名之者。昭公二十二年王子猛、是也。所以示別也【嫌于敬王王子朝】。

鄭伯突出奔蔡者、已即位之君也。鄭世子忽復歸于鄭者、已葬未踰年之子也。此臨文之不得不然、非聖人之抑忽而進突也【忽突皆名、別嫌也。杜氏注賤之者非】。

里克殺其君之子奚齊者、未葬居喪之子也。里克弑其君卓者、踰年已即位之君也。此臨文不得不然。穀梁傳曰、其君之子云者、國人不予也、非也。

凡そ繼ぎて立つの君は、年を踰えて正月に乃ち「即位」を書し、然る後に之を成して「君」と爲す。未だ年を踰えざれば則ち「子」と稱す。未だ年を踰えず、又た未だ葬らざれば則ち「名」を稱す。先君初めて没すれば、人子の心として其の父を亡ぶに忍びざるなり。父の前にては子は名いふ【①】が故に「名」を稱す。莊公三十二年「子般卒す」、襄公三十一年「子野卒す」、是れなり。已に葬むれ

ば則ち子道畢りて君道始まる。「子」といひて「名」いはず。文公十八年「子卒す」、僖公二十五年「衛子」、成公【、二十八年「陳子】「共公】、定公三年「邾子】「隱公】是れなり。【雜記【②】に曰はく「君薨すれば、太子は號して子と稱す。待つこと猶ほ君のごときなり」と。鄭氏注に曰はく「未だ年を踰えざるを謂ふなり」と。一年を踰ゆれば則ち改元するは、國は以て曠年君無かるべからざればなり【③】。【白虎通【④】に曰はく「年を踰えて公を稱するは、臣民の心に縁れば、一日として君無かるべからざるなり。終始の義に縁れば、一年に二君有るべからざるなり」と。】故に葬を待たずして即位するもの有れば、則ち已に之を成して君と爲す。文公【⑤】元年「春王正月、公即位す」、成公【⑥】元年「春王正月、公即位す」、定公【⑦】元年「夏六月戊辰、公即位す」、桓公十三年の衛侯【⑧】「惠公】、宣公十一年の陳侯【⑨】「成公】、成公三年の宋公【共公】、衛侯【⑩】「定公】是れなり。守を敬みて社稷を重んずる所以なり。【杜氏左傳注【⑪】に、「衛の宣公をば未だ葬らざるに、惠公の侯を稱して以て鄰國に接するは、非禮なり」とは、蓋し此の義に達せざるなり。】此れ皆な周公の制、魯史の文にして、夫子之に遵ふ者なり。公羊傳【⑫】に曰はく「君存すれば世子と稱し、【世子の下に仍ほ當に名を繫くべし。陳世子款・鄭世子華【⑬】の若きの類なり。】君薨すれば子某と稱し、既に葬れば子と稱し、年を踰ゆれば公と稱す」とは、之を得たり。

未だ葬むらざれば名いふも、亦た名いはざる者有り。僖公九年の宋子【⑭】「襄公】、定公四年の陳子【⑮】「懷公】、是れなり。同じきに從ふ【⑯】所以なり。【盟會の文、同じきに從ひて書し、獨り異にするを得ず。○昭公二十二年「劉子・單子・王猛を以て皇に居る」は、劉盆

亦た喪に在り。】已に葬れば名いはざるも、亦た之に名いふ者有り。昭公二十二年の王子猛、是れなり。別を示す所以なり。【敬王の王子朝に嫌ひあり。】

「鄭伯突 蔡に出奔す」〔⑤〕「るは、已に即位せるの君なり。」「鄭の世子忽 鄭に復歸す」〔⑥〕「るは、已に葬むるも未だ年を踰えざるの子なり。此れ文に臨むの然らざるを得ざるものにて、聖人の忽を抑へて突を進むるには非ざるなり。」「忽・突に皆な名いふは、嫌を別つなり。杜氏注〔⑦〕の「之を賤しむ」とは、非なり。】

「里克 其の君の子奚齊を殺す」〔⑧〕「とは、未だ葬むらず喪に居るの子なり。」「里克 其の君卓を弑す」〔⑨〕「とは、年を踰え已に即位するの君なり。此れ文に臨むの然らざるを得ざるなり。穀梁傳〔⑩〕に曰はく「其の君の子と云ふは、國人子とせざるなり」とは、非なり。」

① 父前子名 『禮記』曲禮上。

② 雜記 『禮記』雜記上。

③ 不可以曠年無君 参考：『公羊伝』閔公二年「莊公死、子般弑、閔公弑、比三君死。曠年無君」。また文公元年経「春、王正月、公即位」の杜預注に「先君未葬而公即位、不可曠年無君故」とあり、その疏には「諸侯之禮、既葬成君。先君雖則未葬、既踰年矣、而君即位者、不可曠年無君故也。即位必於歲首。若歲首不行此禮、餘月不得行之。便是曠年無君、故雖則未葬、亦即行之」とある。「長期間にわたって君主のいない状態があつてはならない」の意。

④ 白虎通 『白虎通』爵篇。

⑤ 文公・成公・定公 文公の父僖公の死は前年の十二月、成公の父宣公は十月、定公の兄昭公は十二月であり、いずれも正月の時点では埋葬を終えていない。しかるに「即位」しているといふこと。

⑥ 桓公十三年衛侯 桓公十三年経「十有三年、春、二月、公會紀侯・鄭伯。己巳、及齊侯・宋公・衛侯・燕人戰。齊師・宋師・衛師・燕師敗績」に見える衛侯（惠公）の父宣公は、その前年の十二月に「丙戌、衛侯晉卒」と記録されており、その埋葬は桓公十三年経に「三月、葬衛宣公」とある。

⑦ 宣公十一年陳侯 宣公十一年経「夏、楚子・陳侯・鄭伯盟于辰陵」に見える陳侯（成公）の父靈公は、その前年に弑されているが、その埋葬は宣公十二年経に「十有二年、春、葬陳靈公」とある。

⑧ 成公三年宋公衛侯 成公三年経「春、王正月、公會晉侯・宋公・衛侯・曹伯伐鄭」に見える宋公（共公）の父文公は、前年の八月に卒しているが、その埋葬は成公三年経に「（三月）乙亥、葬宋文公」とある。また衛侯（定公）の父穆公は、前年の九月に卒しているが、その埋葬は成公三年経に「（正月）辛亥、葬衛穆公」とある。

⑨ 杜氏左傳注 桓公十三年「己巳、及齊侯宋公衛侯燕人戰。齊師宋師衛師燕師敗績」の条。

⑩ 公羊傳 『公羊伝』莊公三十二年に「子卒云子卒。此其稱子般卒何。君存稱世子、君薨稱子某、既葬稱子、踰年稱公。子般卒

何以不書葬、未踰年之君也。有子則廟。廟則書葬。無子不廟。不廟則不書葬」とある。

⑪陳世子款鄭世子華 僖公七年經に「秋、七月、公會齊侯・宋公・陳世子款・鄭世子華盟于甯母」とあり、また僖公八年經に「春王正月、公會王人・齊侯・宋公・衛侯・許男・曹伯・陳世子款盟于洮」とある。

⑫僖公九年宋子 僖公九年經「春王三月、丁丑、宋公御說卒。夏、公會宰周公・齊侯・宋子・衛侯・鄭伯・許男・曹伯于葵丘」をいう。『左伝』には「九年、春、宋桓公卒。未葬而襄公會諸侯、故曰子。凡在喪、王曰小童、公侯曰子」とある。

⑬定公四年陳子 定公四年經「三月、公會劉子・晉侯・宋公・蔡侯・衛侯・陳子・鄭伯・許男・曹伯・莒子・邾子・頓子・胡子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子・齊國夏于召陵、侵楚」。

⑭從同 23 参照。

⑮鄭伯突 桓公十五年經「五月、鄭伯突出奔蔡」。杜預「以自奔爲文、罪之也」。

⑯鄭世子忽 桓公十五年經「鄭世子忽復歸于鄭」。

⑰杜氏注 顧氏の引用では「賤之」であるが、注⑮にあるように「罪之」が正しい。顧氏の引用間違い。

⑱里克 僖公九年經「冬、晉里克殺其君之子奚齊」。

⑲里克 僖公十年經「晉里克弑其君卓及其大夫荀息」。

⑳穀梁傳 僖公九年「其君之子云者、國人不予也。國人不予何也。不正其殺世子申生而立之也」。

33 未踰年書葬

即位之禮、必於踰年之正月即位、然後國人稱之曰君。春秋之時、有先君已葬、不待踰年而先即位者矣。宣公十年、齊侯使國佐來聘【頃公】、成公四年、鄭伯伐許【悼公】、稱爵者從其國之告、亦以著其無父之罪。

即位の禮は、必ず踰年の正月に於て「即位」し、然る後に國人之を稱して「君」と曰ふ。春秋の時、先君已に葬り、踰年を待たずして先づ即位する者有り。宣公十年①「齊侯國佐をして來聘せしむ」【頃公】、成公四年②「鄭伯許を伐つ」【悼公】に、爵を稱するは、其の國の告に従ふにて、亦た以て其の父を無みするの罪を著す。

①宣公十年 齊惠公の没した直後、頃公が國佐を來聘させたこと。

經文は以下の通り。

宣10 己巳、齊侯元卒

宣10 公孫歸父如齊、葬齊惠公

宣10 齊侯使國佐來聘

②成公四年 鄭襄公の没した直後、悼公が許を伐つたこと。經文

は以下の通り。

成04 三月壬申、鄭伯堅卒

成04 葬鄭襄公

成04 鄭伯伐許

〔補説〕近時、平勢隆郎氏は『新編史記東周年表』（東京大学東洋文化研究所・東京大学出版会 一九九五年）以後、『中国古代紀年の研究』（東京大学東洋文化研究所・汲古書院 一九九六年）・『左傳の資料批判的研究』（東京大学東洋文化研究所・汲古書院 一九九八年）・『史記』二二〇〇年の虚実』（講談社 二〇〇〇年）・『中国古代の予言書』（講談社現代新書 二〇〇〇年）・『よみがえる文字と呪術の帝国』（中公新書 二〇〇一年）等の一連の業績の中で、司馬遷『史記』の先秦の記事中に見える膨大な年代矛盾の存在を指摘し、かかる年代矛盾は、君主の即位年の呼び方Ⅱ「称元法」を司馬遷が誤解したこと起因するという注目すべき新説を提示された。すなわち戦国中期、より具体的には紀元前三三八年、斉国において立年称元法（先君が死亡したその年を新君の元年と称する）から踰年称元法（先君死亡の翌年を新君の元年と称する）に切り替えられ、順次他の諸国もこれに倣ったが、前漢武帝期に編纂された『史記』では、司馬遷が立年称元法によつて記録されていた年代を、すべて踰年称元法によるものと誤解して記述したため、年代矛盾を生じさせることになったという。

そして『春秋』は踰年称元法によつて記録されているから、その成書年代は、早くとも紀元前三三八年以降であると結論づけられ、これと関連して『公羊伝』・『穀梁伝』・『左氏伝』の三伝の成立事情についても、前人未発の見解を開示されている。いずれも従来の経学研究の成果とは全く異なる新説である。

34 嬖氏卒

定公十五年嬖氏卒、不書薨、不稱夫人、葬不稱小君。蓋春秋自成風以下、雖以妾母爲夫人、然必公即位而後稱之。此嬖氏之不稱者、本無其事也。〔左氏傳謂不成喪者、非。〕後世之君多於柩前即位。於是大行未葬、而尊其母爲皇太后。〔續漢禮儀志、三公奏尚書願命、太子即日即天子位於柩前。請太子即皇帝位、皇后爲皇太后。奏可。羣臣皆出、吉服入會如儀。〕及乎所生、亦以例加之。妾貳於君、子疑於父、而先王之禮亡矣。

*原抄本は「吉」字を「易」字に作る。

定公十五年①「嬖氏卒す」に、「薨」を書せず、「夫人」を稱せず、「葬」に「小君」を稱せず。蓋し春秋は成風より以下、妾母を以て夫人と爲すと雖ども、然れども必ず公の即位して後に之を稱す。此の嬖氏の稱せざるは、本と其の事無ければなり。〔左氏傳②に謂ふ「喪を成さず」とは、非なり。〕後世の君は柩前に即位するもの多し。是に於て大行④未だ葬らざるとき、其の母を尊びて皇太后と爲す。〔續漢禮儀志③に、三公奏すらく「尚書願命⑤」にては、太子即日天子の位に柩前に即く。請ふ太子、皇帝位に即き、皇后を皇太后と爲さんことを。奏可とせらる。羣臣皆な出で、吉服して入りて會すること儀の如くす」と。〕生ずる所に及びても、亦た例を以て之に加ふ。妾君に貳はれ、子父に疑はれて、先王の禮は亡びたり。

①定公十五年 定公十五年の定嬖に関する経文は「秋七月壬申、嬖氏卒。辛巳、葬定嬖」。

②左氏傳 『左伝』定公十五年では「葬定姒。不稱小君、不成喪也」とある。

③續漢禮儀志 『後漢書』禮儀志下。「三公奏尚書顧命、太子即日即天子位于柩前、請太子即皇帝位、皇后爲皇太后。奏可。羣臣皆出、吉服入會如儀。太尉升自阼階、當柩御坐北面稽首、讀策畢、以傳國玉璽授東面跪授皇太子、即皇帝位。中黃門掌兵以玉具、隨侯珠、斬蛇寶劍授太尉、告令羣臣、羣臣皆伏稱萬歲。

或大赦天下。遣使者詔開城門、宮門、罷屯衛兵。羣臣百官罷、入成喪服如禮。兵官戎。三公、太常如禮。」

④大行 天子や皇后が崩御することを用いる。

⑤尚書顧命 『尚書』顧命篇には、成王の崩御の後に康王が即位した事情が、日を追って述べられている。

35 卿不書族

春秋之文、不書族者有二義。無駭卒、挾卒、柔會宋公陳侯蔡叔盟于折、溺會齊師伐衛、未賜族也。遂以夫人婦姜氏至自齊、歸父還自晉、至筮遂奔齊、僑如以夫人婦姜氏至自齊、豹及諸侯之大夫盟于宋、意如至自晉、媾至自晉、一事再見、因上文而略其辭也。【公羊宣公元年傳、遂何以不稱公子、一事而再見者、卒名也。注、卒竟也。竟但舉名者省文。如後人作史、一條之中再見者、不復書姓。○左氏不得其解、於溺會齊師伐衛、則曰疾之、於歸父還自晉、則曰善之。豈有疾之而去族、善之而又去族者乎。】

春秋隱桓之時、卿大夫賜氏者尚少。故無駭卒而羽父爲之請族。如挾如柔如溺、皆未有氏族者也。【穀梁傳不爵大夫之說近之、而未得其

實。】莊閔以下、則不復見於經、其時無不賜氏者矣。

劉原父曰、諸侯大國三卿、皆命於天子。次國三卿、二卿命於天子。

小國三卿、一卿命於天子。大國之卿三命、次國之卿再命、小國之卿一命。其於王朝皆士也。【韓宣子稱晉士起。】三命以名氏通、再命名之、一命略稱人。周衰禮廢、強弱相并、卿大夫之制、雖不能盡如古、見於經者亦皆當時之實錄也。故隱桓之間、其去西周未久、制度頗有存者。是以魯有無駭柔挾、鄭有宛詹、秦楚多稱人。至其晚節、無不名氏通矣。而邾莒滕薛之等、日已益削、轉從小國之例稱人而已。

說者不知其故、因謂曹秦以下悉無大夫。患其時有見者、害其臆說、因復構架無端、以飾其僞。彼固不知王者諸侯之制度班爵云爾。或曰鞏不稱公子、何與。杜氏曰、公子者當時之寵號【宣元年注】。鞏之稱公子也、桓賜之也。其終隱之篇不稱公子者、未賜也。【劉原父曰、公子雖親、然天下無生而貴者。是以命爲大夫、則名氏得兩通。未命爲大夫、則得稱名、不得稱公子。】若專命之罪、則直書而自見矣。

齊公子商人弑其君舍、已賜氏也。衛州吁弑其君完、未賜氏也。胡氏以爲以國氏者、累及乎上、稱公子者、誅及其身。此求其說而不得、故立此論爾。

*集釈本は「等」を「君」に作る。原抄本の「等」に作るのに従う。

春秋の文、族を書せざる者に二義有り。「無駭卒す」、「挾卒す」、「柔宋公・陳侯・蔡叔に會して折に盟ふ」、「溺齊師に會して衛を伐つ」は、未だ族を賜はざるなり①。「遂夫人婦姜を以て齊より至る」、「歸父晉より還り、筮に至りて遂に齊に奔る」、「僑如夫人婦姜氏を以て齊より至る」、「豹諸侯の大夫と宋に盟ふ」、

「意如晉より至る」、「媾晉より至る」は、一事再見し、上文に因りて其の辭を略するなり。【公羊宣公元年傳に「遂は何を以て公子を稱せざる、一事にして再見する者(②)は、名を卒ふるなり」とあり。注に「卒は竟なり」と。竟に但だ名を擧ぐるのみなるは省文なり。後人の史を作るに、一條の中に再見する者は、復た姓を書せざるが如し。○左氏は其の解を得ず、「溺會齊師伐衛」に於ては、則ち「之を疾む」と曰ひ、「歸父還自晉」に於ては則ち「之を善みす」と曰ふ。豈に「之を疾み」て族を去り、「之を善みし」て又た族を去る者有らんや。】

春秋は隱・桓の時、卿大夫の氏を賜はる者は尚ほ少し。故に無駭卒して羽父之が爲めに族を請ふ(③)。挾の如き、柔の如き、溺の如きは、皆な未だ氏族有らざる者なり。【穀梁傳(④)の「大夫に爵せず」の説は之に近きも、而も未だ其の實を得ざるなり。】莊・閔より以下に、則ち復た經に見えざるは、其の時、氏を賜はらざる者無ければなり。

劉原父(⑤)曰はく、「諸侯の大國の三卿は皆な天子に命ぜらる。次國の三卿の二卿は天子に命ぜらる。小國の三卿の一卿は天子に命ぜらる」と。大國の卿は三命、次國の卿は再命、小國の卿は一命。其の王朝に於ては皆な士なり。【韓宣子は「晉士起」と稱す(⑥)。】三命は名氏を以て通じ、再命は之に名いひ、一命は略して人と稱す。周衰へ禮廢れ、強弱相并せ、卿大夫の制、盡くは古の如くなる能はずと雖ども、經に見ゆる者は亦た皆な當時の實録なり。故に隱・桓の間、其の西周を去ること未だ久しからざれば、制度に頗る存する者有り。是を以て魯に無駭・柔・挾有り、鄭に宛・詹有り(⑦)、秦・楚には人と稱すること多し。其の晩節に至りても、名氏の通ぜ

ざるは無し。而るに邾・莒・滕・薛の等は、日に已に益ます削られ、轉じて小國の例に従ひて人と稱するのみ。説く者は其の故を知らず、因りて「曹・秦以下は悉く大夫無し(⑧)」と謂ふ。其の時に見ゆる者有りて、其の臆説を害ふを患へ、因りて復た架を構ふること端無く、以て其の偽を飾る。彼は固より王者諸侯の制度班爵を知らずと爾云ふ。

或るひと曰はく、「鞏に公子を稱せざるは何ぞや」と。杜氏(⑨)曰はく「公子は當時の寵號なり」と【宣元年注】。鞏(⑩)の公子を稱するは、桓之に賜はるなり。其の隱の篇を終ふるまで公子を稱せざるは、未だ賜はらざるなり。【劉原父(⑪)曰はく「公子は親なり」と雖ども、然れども天下に生まれながらにして貴き者は無し。是を以て命じて大夫と爲れば、則ち名・氏兩つながら通ずるを得。未だ命じて大夫と爲らざれば、則ち名を稱するを得るも、公子を稱するを得ず」と。】命を専らにするの罪の若きは、則ち直書して自づから見はる。

「齊の公子商人 其の君舎を弑す(⑫)」は、已に氏を賜はるなり。「衛の州吁 其の君完を弑す(⑬)」は、未だ氏を賜はらざるなり。胡氏(⑭)以爲へらく「國を以て氏するは、累上に及ぶ。公子を稱するは、誅其の身に及ぶ」と。此れ其の説を求むれども得ず、故に此の論を立つるのみ。

①未賜族 「無駭」は隱公八年、「挾」は隱公九年、「柔」は桓公十一年、「溺」は莊公三年に見える。

②一事再見 「遂」は宣公元年「公子遂如齊逆女。三月、遂以夫人婦姜至自齊」に見える。以下同様に「歸父」は宣公十八年

「公孫歸父如晉。冬十月壬戌、公薨于路寢。歸父還自晉、至筮、遂奔齊」。「僑如」は成公十四年「叔孫僑如如齊逆女。九月、僑如以夫人婦姜氏至自齊」。「豹」は襄公二十七年「夏、叔孫豹會晉趙武、楚屈建、蔡公孫歸生、衛石惡、陳孔奐、鄭良霄、許人曹人于宋」、「秋七月辛巳、豹及諸侯之大夫盟于宋」。「意如」は昭公十三年「晉人執季孫意如以歸」、昭公十四年「春、意如至自晉」。「嬀」は昭公二十三年「晉人執我行人叔孫嬀」、昭公二十四年「嬀至自晉」。

③無駭卒 『左伝』隱公八年に「無駭卒。羽父請諡與族。公問族於衆仲。衆仲對曰『天子建德、因生以賜姓、胙之土而命之氏。諸侯以字爲諡、因以爲族。官有世功則有官族。邑亦如之』。公命以字爲展氏」とある。

④穀梁傳 『穀梁伝』には「隱不爵命大夫也」という表現が隱公八年・九年に、「隱不爵命大夫」という表現が隱公五年に見える。

⑤劉原父 劉敞『春秋伝』卷一隱公二年「無駭卒」の条。劉敞の説は『禮記』王制篇を踏まえている。

⑥韓宣子稱晉士起 『左伝』襄公二十六年に「晉韓宣子聘於周。王使請事。對曰、晉士起將歸時事於宰旅。無他事矣。王聞之曰、韓氏其昌阜於晉乎。辭不失舊」とある。

⑦鄭有宛・詹 隱公八年経「三月、鄭伯使宛來歸祔」、莊公十七年経「十有七年、春、齊人執鄭詹」。

⑧曹・秦以下悉無大夫 『公羊伝』と『穀梁伝』には以下のような伝文が頻見する。

『公羊伝』 曹無大夫 莊公24年・成公2年

『穀梁伝』

莒無大夫 莊公27年・僖公元年・昭公5年
楚無大夫 文公9年
秦無大夫 文公12年・昭公元年
邾婁無大夫 襄公21年・23年・昭公27年
吳無君無大夫 襄公29年
宋三世無大夫 僖公25年・文公7年・文公8年
曹無大夫 成公2年・昭公20年
莒無大夫 僖公元年・僖公25年・昭公5年・昭公14年

楚無大夫 僖公4年・文公9年・成公2年

⑨杜氏 宣公元年『左伝』「三月、遂以夫人婦姜至自齊。尊夫人也」の条の注。

⑩鞏 隱公四年「鞏帥師會宋公陳侯蔡人衛人伐鄭」、桓公三年「公子鞏如齊逆女」。

⑪劉原父 『春秋榘衡』卷五・穀梁伝僖公二十二年の条。

⑫齊公子商人 文公十四年経。

⑬衛州吁 隱公四年経。

⑭胡氏 『春秋胡氏傳』文公十四年の条。

36 大夫稱子

周制、公侯伯子男爲五等之爵。而大夫雖貴、不敢稱子。春秋自僖公以前、大夫並以伯仲叔季爲稱。【詩云、叔兮伯兮、此大夫之稱也。○春秋僖公十五年、震夷伯之廟。杜氏注、夷諡伯字。大夫既卒書字。】三桓之先曰共仲、曰僖叔、曰成季。孟孫氏之稱子也、自蔑也。【文公十五

年】叔孫氏之稱子也、自豹也。【襄公七年】季孫氏之稱子也、自行父也。【文公十三年】○閔公元年書季子、二年書高子、皆春秋之特筆。】晉之諸卿、在文公以前無稱子者。魏氏之稱子也、自驪也。【僖公二十三年】欒氏之稱子也、自枝也。【僖公二十八年】趙氏之稱子也、自衰也。【文公二年】中行氏之稱子也、自林父也。【文公十三年】郤氏之稱子也、自缺也。【文公十三年】知氏之稱子也、自首也。【宣公十二年】范氏之稱子也、自會也。【宣公十二年】韓氏之稱子也、自厥也。【宣公十二年】晉齊魯衛之執政稱子、他國惟鄭間一有之。餘則否、不敢與大國並也。魯之三家稱子、他如臧氏子服氏叔仲氏、皆以伯叔稱焉、不敢與三家並也。【惟襄公十四年有子叔齊子、論語有下莊子。】其生也、或以伯仲稱之。如趙孟知伯、死則諡之而後子之。猶國君之死而諡稱公也。於此可以見世之升降焉。讀春秋者、其可忽諸。春秋時大夫雖僭稱子、而不敢稱於其君之前、猶之諸侯僭稱公、而不敢稱於天子之前也。何以知之。以衛孔悝之鼎銘知之。曰獻公乃命成叔、纂乃祖服、曰乃考文叔、興舊者欲。成叔孔成子蒸錏也。文叔孔文子圉也。叔而不子、是君前不敢子也。【左傳韓厥言於晉侯、亦云成季宣孟。】猶有先王之制存焉。【陸淳曰、侯伯子男之臣皆得稱其君曰公。其子孫亦曰公子。而諡不得云公者、諡是王所賜也。大夫之臣得稱其主子。而諡不得云子者、諡是君所賜也。】至戰國則子又不足言、而封之爲君矣。洛誥、予且以多子越御事。多子猶春秋傳之言羣子也。【宣公十二年】唐孔氏以爲大夫皆稱子、非也。春秋自僖文以後而執政之卿始稱子。其後則匹夫而爲學者所宗、亦得稱子。老子孔子是也。【孔子弟子、惟有子曾子二人稱子。閔子冉子僅一見。】又其後則門人亦得稱之。樂正子公都子之流是也。【孟子樂正

子注、子通稱。】故論語之稱子者、皆弟子之於師。【如云非不說子之道、衛君待子而爲政之類。】孟子之稱子者、皆師之於弟子。【如云子誠齊人也、子亦來見我乎類。】亦世變之所從來矣。

論語稱孔子爲子、蓋夫子而省其文、門人之辭也。亦有稱夫子者。夫子矢之、夫子喟然嘆曰、夫子不答、夫子莞爾而笑、夫子慍然曰、不直曰子、而加以夫、避不成辭也。【即此可悟春秋書法。○凡對君卿大夫、皆稱孔子。又季氏一篇皆稱孔子、乃記者之異。】

* 集釈本「叔仲」を誤倒する。

周制にては、公・侯・伯・子・男を五等の爵と爲す。而して大夫は貴しと雖ども、敢へて「子」を稱せず。春秋にては僖公より以前、大夫は並びに伯・仲・叔・季を以て稱と爲す。【詩(①)に云ふ「叔や伯や」とは、此れ大夫の稱なり。○春秋僖公十五年「夷伯の廟を震す」の杜氏注に「夷は諡、伯は字。大夫既に卒すれば字を書す」とあり。】三桓の先を「共仲」と曰ひ、「僖叔」と曰ひ、「成季」と曰ふ(②)。孟孫氏(③)の子を稱するは、蔑よりするなり【文公十五年】。叔孫氏(④)の子を稱するは、豹よりするなり【襄公七年】。季孫氏(⑤)の子を稱するは、行父よりするなり。【文公十三年。○閔公元年に「季子(⑥)」を書し、二年に「高子(⑦)」を書するは、皆な春秋の特筆なり。】晉の諸卿(⑧)、文公より以前に在りて子を稱する者無し。魏氏の子を稱するは、驪よりするなり【僖公二十三年】。欒氏の子を稱するは、枝よりするなり【僖公二十八年】。趙氏の子を稱するは、衰よりするなり【文公二年】。中行氏の子を稱するは、林父よりするなり【文公十三年】。郤氏の子を稱するは、缺よりするなり

【文公十三年】。知氏の子を稱するは、首よりするなり【宣公十二年】。范氏の子を稱するは、會よりするなり【宣公十二年】。韓氏の子を稱するは、厥よりするなり【宣公十二年】。晉・齊・魯・衛の執政(⑧)は「子」を稱し、他國にては惟だ鄭(⑨)のみ間一之れ有り。餘の則ち否せざるは、敢へて大國と並ばざるなり。魯の三家は「子」を稱し、他の臧氏・子服氏・叔仲氏(⑩)の如きは、皆な伯叔を以て稱し、敢へて三家と並ばざるなり。【惟だ襄公十四年に「子叔齊子(⑪)」有り、論語に「卞莊子(⑫)」有り。】其の生まるるや、或は伯仲を以て之を稱す。趙孟・知伯(⑬)の如き、死すれば則ち之に諡して後に之を「子」とす。猶ほ國君の死して諡に「公」を稱するがごときなり。此に於て以て世の升降を見るべし。春秋を讀む者、其れ忽諸(⑭)とすべけんや。

春秋の時、大夫 僭して「子」を稱すと雖ども、而も敢へて其の君の前に稱せざるは、猶ほ之れ諸侯の僭して「公」を稱するも、而も敢へて天子の前に稱せざるがごとし。何を以てか之を知る。衛の孔悝の鼎銘(⑮)を以て之を知る。曰はく「獻公乃ち成叔に命じ、乃の祖服を纂がしむ」、曰はく「乃の考文叔、舊者欲を興す」と。成叔は孔成子烝鉏なり。文叔は孔文子圉なり。「叔」にして「子」とせざるは、是れ君前に敢へて「子」とせざるなり。【左傳(⑯)に、韓厥 晉侯に言ふに、亦た成季・宣孟と云ふ。】猶ほ先王之制の存する有り。【陸淳(⑰)曰はく「侯・伯・子・男の臣は皆な其の君を稱して「公」と曰ふを得。其の子孫も亦た公子と曰ふ。而るに諡に「公」と云ふを得ざるは、諡は是れ王の賜ふ所なればなり。大夫の臣は其の主を「子」と稱するを得。而るに諡に「子」と云ふを得ざるは、諡は是れ君の賜ふ所なればなり」

と。】戰國に至りては則ち「子」は又た言ふに足らずして、之を封じて「君」と爲す。

洛誥(⑱)の「子且、多子越び御事を以てす」の、「多子」とは猶ほ春秋傳の「羣子(⑲)」と言ふがごときなり【宣公十二年】。唐の孔氏(⑳)の以て「大夫は皆な子を稱す」と爲すは、非なり。

春秋にては僖・文より以後にして執政の卿始めて「子」を稱す。

其の後に則ち匹夫なれども學ぶ者の宗とする所と爲れば、亦た「子」と稱するを得。老子・孔子是れなり。【孔子の弟子にては、惟だ有子・曾子の二人のみ子を稱す。閔子・冉子は僅かに一見するのみ。】又た其の後に則ち門人も亦た之を稱するを得。樂正子・公都子

(㉑)の流是れなり。【孟子の樂正子の注に「子は通稱」とあり。】故に論語の「子」を稱する者は、皆な弟子の師に於けるものなり。

【「子の道を説ばざるに非ず(㉒)」、「衛の君、子を待ちて政を爲す(㉓)」と云ふが如きの類なり。】孟子の「子」を稱する者は、皆な師の弟子に於けるものなり。【「子は誠に齊人なり(㉔)」、「子も亦た我に來たり見ゆるか(㉕)」と云ふが如きの類なり。】亦た世變するの從來する所なり。

論語に孔子を稱して「子」と爲すは、蓋し「夫子」にして其の文を省けるにて、門人の辭ならん。亦た「夫子」と稱する者有り。

「夫子之を矢ふ(㉖)」、「夫子喟然として嘆じて曰はく(㉗)」、「夫子答へず(㉘)」、「夫子莞爾として笑ふ(㉙)」、「夫子憮然として曰はく(㉚)」に、直に「子」と曰はずして、加ふるに

「夫」を以てするは、辭を成さざるを避くるなり(㉛)。【比れに即きて春秋の書法を悟るべし。○凡そ君・卿大夫に對ふるに、皆な「孔子」と

曾不與師徒、以言而已矣。桓公使高子將南陽之甲、立僖公而城魯。或曰、自鹿門至于爭門者是也。或曰、自爭門至于吏門者是也。魯人至今以爲美談。曰猶望高子也」。

『穀梁傳』 「其曰來、喜之也。其曰高子、貴之也。盟、立僖公也。不言使何也。不以齊侯使高子也」。

⑦ 晉之諸卿

『左伝』にはそれぞれ以下のように見える。

魏氏 僖23 「從者狐偃・趙衰・顛頡・魏武子(魏犢)・司空季子」。

欒氏 僖28 「欒貞子(欒枝)曰、漢陽之諸姬、楚實盡之」。

趙氏 文2 「趙成子(趙衰)言於諸大夫曰、秦師又至。將必辟之」。

中行氏 文13 「中行桓子(荀林父)曰、請復買季。能外事且由舊勳」。

卻氏 文13 「卻成子(卻缺)曰、賈季亂、且罪大。不如隨會」。

知氏 宣12 「知莊子(荀首)曰、此師殆哉。周易有之」。

范氏 宣12 「隨武子(隨會)曰、善。會聞用師觀釁而動」。

韓氏 宣12 「韓獻子(韓厥)謂桓子曰、虺子以偏師陷、子罪大矣」。

⑧ 晉齊魯衛之執政 晉・魯の執政は右の通りであるが、齊・衛に

ついても『左伝』では以下のように登場する。

齊 高固—高宣子 高偃—高武子 高張—高昭子

國氏 國歸父—國莊子 國佐—國武子 國弱—國景子

鮑氏 鮑夏—國惠子 鮑牽—鮑莊子 鮑國—鮑文子

崔氏 崔杼—崔武子

陳氏 陳須無—陳文子 陳無宇—陳桓子 陳乞—陳僖子

衛 衛 寧速—寧莊子 寧俞—寧武子 寧殖—寧惠子

衛 寧速—寧莊子 寧俞—寧武子 寧殖—寧惠子

孫氏 孫良父—孫桓子 孫林父—孫文子

孔氏 孔烝錡—孔成子 孔圉—孔文子

北宮氏 北宮喜—北宮貞子 北宮佗—北宮文子

⑨ 鄭 襄公三十一年に「馮簡子」の名が見えるのみ。

⑩ 臧氏・子服氏・仲叔氏 三氏の系譜は以下の通り。これによれば、顧氏の主張とは異なり、叔仲氏の中にも「子」を称する者のいることが分かる。

臧氏 臧僖伯—臧哀伯—伯氏緝—臧文仲—臧宣叔—臧武仲

子服氏 仲孫它—子服惠伯—子服昭伯—子服景伯

叔仲氏 武仲休—叔仲惠伯—叔仲昭伯(叔仲昭子)—叔仲穆子

⑪ 襄公十四年・子叔齊子 襄公十四年伝「於是子叔齊子爲季武子介以會。自是晉人輕魯幣而益敬其使」。

⑫ 論語・卞莊子 『論語』憲問13 「子路問成人、子曰、若臧武仲之知、公綽之不欲、卞莊子之勇、冉求之藝、文之以禮樂、亦可

以爲成人矣」。

⑬ 趙孟・知伯 『左伝』に見える趙氏・荀氏(知氏)の名と諡は以下の通り。

趙盾—趙孟—趙宣子 趙武—趙孟—趙文子 趙成—趙孟—趙景子

趙鞅—趙孟—趙簡子 趙無恤—趙孟—趙襄子

荀罃—知伯—知武子 荀躒—知伯—知文子 荀盈—知伯—知悼子

荀瑤—知伯—知襄子

⑭ 忽諸 『左伝』文公五年に「臧文仲聞六與蓼滅、曰阜陶・庭堅

不祀、忽諸、德之不建、民之無援、哀哉」とある。杜預は「忽

然而亡」と注しているが、顧氏のこの文脈では「おろそかにす

る」「なおざりにする」というほどの意味であろう。

- ⑮ 衛孔悝鼎銘 『禮記』祭統篇。「故衛孔悝之鼎銘曰、六月丁亥、公假于大廟。公曰叔舅、乃祖莊叔左右成公。成公乃命莊叔、隨難于漢陽、即宮于宗廟。奔走無射、啓右獻公。獻公乃命成叔、寡乃祖服。乃考文叔、興舊者欲、作率慶士、躬恤衛國。其勤公家、夙夜不解。民皆曰休哉。公曰叔舅、予女銘。寡乃考服。悝拜稽首曰、對揚以辟之。勤大命施于烝彝鼎。此衛孔悝之鼎銘也」とある。鄭玄注に「孔悝衛大夫也。公衛莊公蒯聩也。莊叔孔悝七世之祖、衛大夫孔達也。成叔莊叔之孫、成子烝錡也。文叔者成叔之曾孫文子圉、即孔悝父也」とある。

- ⑯ 左傳韓厥 『左伝』成公八年に「六月、晉討趙盾・趙括。武從姬氏畜于公宮。以其田與祁奚。韓厥言於晉侯曰『成季之勲、宣孟之忠、而無後、爲善者其懼矣。三代之令王、皆數百年保天之祿。夫豈無辟王。頼前哲以免也。周書曰不敢侮鰥寡、所以明德也』。乃立武而反其田焉。」とある。なお杜注は「成季趙衰、宣孟趙盾」。

- ⑰ 陸淳 『春秋集伝纂例』卷八姓氏名字爵諡例。

- ⑱ 洛誥 『尚書』周書洛誥篇「予且以多子越御事」の偽孔伝に「我且以衆卿大夫、於御治事之臣」とある。

- ⑲ 羣子 『左伝』宣公十二年「彘子曰、不可。晉所以霸、師武臣力也。今失諸侯、不可謂力。有敵而不從、不可謂武。由我失霸、不如死。且成師以出、聞敵疆而退、非夫也。命爲軍帥而卒以非夫、唯羣子能。我弗爲也」。

- ⑳ 孔氏 唐・孔穎達『尚書正義』。ただし蔡沈『書集伝』に「多

子者衆卿大夫也。唐孔氏曰、子者有德之稱、大夫皆稱子、師衆也」とあるところからすると、顧氏は蔡傳所引に拠ったかもしれない。

- ㉑ 樂正子・公都子 樂正子は『孟子』梁惠王下篇、公都子は「公孫丑下」篇他に見える。

- ㉒ 非不説子之道 『論語』雍也12「冉求曰、非不説子之道、力不足也、子曰、力不足者、中道而廢、今女畫」。

- ㉓ 衛君待子而爲政 『論語』子路03「子路曰、衛君待子而爲政、子將奚先、子曰、必也正名乎」。

- ㉔ 子誠齊人也 『孟子』公孫丑上篇。

- ㉕ 子亦來見我乎 『孟子』離婁上篇。

- ㉖ 夫子矢之 『論語』雍也28「子見南子、子路不説、夫子矢之曰、予所否者、天厭之、天厭之」。

- ㉗ 夫子喟然嘆曰 『論語』先進26「子路曾皙冉有公西華、侍坐、子曰、以吾一日長乎爾、無吾以也、居則曰、不吾知也、如或知爾則何以哉、子路率爾而對曰、千乘之國、攝乎大國之間、加之師旅、因之以飢饉、由也爲之、比及三年、可使有勇且知方也、夫子哂之、求爾何如、對曰、方六七十、如五六十、求也爲之、比及三年、可使足民也、如其禮樂、以俟君子、赤爾何如、對曰、非日能之也、願學焉、宗廟之事、如會同、端章甫、願爲小相焉、點爾何如、鼓瑟希、鏗爾舍瑟而作、對曰、異乎三子者之撰、子曰、何傷乎、亦各言其志也、曰、莫春者春服既成、得冠者五六人童子六七人、浴乎沂、風乎舞雩、詠而歸、夫子喟然歎曰、吾與點也」。

㉘ 夫子不答 『論語』憲問06 「南宮适問於孔子曰、羿善射、羿盪舟、俱不得其死然、禹稷躬稼而有天下、夫子不答、南宮适出、子曰、君子哉若人、尚德哉若人」。

㉙ 夫子莞爾而笑 『論語』陽貨04 「子之武城、聞絃歌之聲、夫子莞爾而笑曰、割雞焉用牛刀、子游對曰、昔者偃也、聞諸夫子、曰、君子學道則愛人、小人學道則易使也、子曰、二三子、偃之言是也、前言戲之耳」。

㉚ 夫子慍然曰 『論語』微子06 「長沮桀溺耦而耕、孔子過之、使子路問津焉、長沮曰、夫執輿者爲誰、子路曰、爲孔丘、曰、是魯孔丘與、對曰是也、曰是知津矣、問於桀溺、桀溺曰、子爲誰、曰爲仲由、曰是魯孔丘之徒與、對曰、然、曰滔滔者天下皆是也、而誰以易之、且而與其從辟人之士也、豈若從辟世之士哉、耦而不輟、子路行以告、夫子慍然曰、鳥獸不可與同群也、吾非斯人之徒與而誰與、天下有道、丘不與易也」。

㉛ 避不成辭也 ㉜ 注⑥参照。

37 有諡則不稱字

春秋傳、凡大夫之有諡者、則不書字。外大夫若宋若鄭若陳若蔡若楚若秦、無諡也而後字之。內大夫若羽父若衆仲若子家、無諡也而後字之。公子亦然。【玉藻、士於君所言大夫、沒矣則稱諡若字。】楚共王之五子、其成君者皆諡。康王靈王平王是也。其不成君無諡而後字之。子千子皙是也。他國亦然。陳之五父、鄭之子廩子儀是也。衛州吁齊無知賊也、則名之。作傳者於稱名之法、可謂嚴且密矣。

春秋傳にては、凡そ大夫の諡おくりな有る者は、則ち字を書せず。外大夫(①)の宋の若ごとき、鄭の若ごとき、陳の若ごとき、蔡の若ごとき、楚の若ごとき、秦の若ごときは、諡無くして而る後に之に字す。内大夫(②)の羽父の若ごとき、衆仲の若ごとき、子家の若ごときは、諡無きなり。而る後に之に字す。公子も亦た然り。【玉藻(③)に「士君所に於て大夫を言ふに、没したるときは則ち諡若しくは字を稱す」とあり。】楚の共王の五子(④)、其の君と成る者は皆な諡す。康王・靈王・平王、是れなり。其の君と成らず、諡無くして而る後に之に字す。子千・子皙、是れなり。他國も亦た然り(⑤)。陳の五父、鄭の子廩・子儀、是れなり。衛の州吁・齊の無知(⑥)は賊なれば、則ち之に名いふ。傳を作りし者の稱名の法に於けるや、嚴にして且つ密なりと謂ふべし。

① 外大夫 外大夫の例を以下に列挙する。

宋 樂喜(子罕) 樂祁(子梁)

鄭 公子喜(子罕) 罕虎(子皮) 公孫僑(子產)

陳 夏徵舒(子南)

蔡 公孫歸生(子家)

楚 成得臣(子玉) 成嘉(子孔)

秦 公孫枝(子桑)

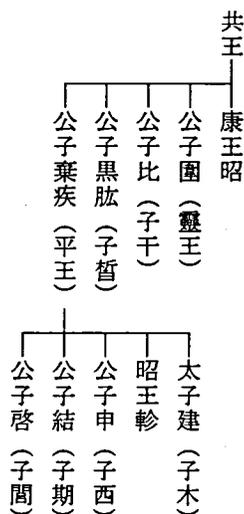
② 内大夫 内大夫の例は以下の通り。

公子翬(羽父) 公子某(衆仲) 公孫歸生(子家)

③ 玉藻 『禮記』玉藻篇。

④ 楚共王之五子 楚の共王の五子、並びに平王の五子を系図化する

ると以下の通り。



⑤他國 陳五父（公子佗） 鄭子亶（公子亶） 鄭子儀（鄭子）
 ⑥衛州吁齊無知 二人とも主君を弑した後に殺された人物である。

経文には次のように見える。

隱04 戊申、衛州吁弑其君完

九月、衛人殺州吁于濮

莊08 冬、十有一月、癸未、齊無知弑其君諸兒

莊09 九年、春、齊人殺無知

【補説】集釈所引の閻若璩は顧氏に反対して、以下のように述べている。「子産の諡の成子なること国語に見ゆ。是れ子産には諡有り。何ぞ左伝には止だ称して子産・公孫僑と為すのみなる。子産の子の参、字は子思、諡は桓子。是れ亦た諡有り。何ぞ左伝は称して国桓子と為さずして、必ず其の字に連ねて桓子思と曰ふ」。

38 人君稱大夫字

古者人君於其國之卿大夫、皆曰伯父【鄭厲公謂原繁】、叔父【魯隱

公謂臧僖伯】、曰子大夫、曰二三子、不獨諸侯然也。曲禮言列國之大夫、入天子之國曰某士、自稱曰倍臣某。然而天子接之、猶稱其字。宣公十六年、晉侯使士會平王室。王曰季氏、而弗聞乎。成公二年、晉侯使鞏朔獻齊捷于周。王曰鞏伯實來。昭公十五年、晉荀躒如周葬穆后。籍談爲介。王曰伯氏、諸侯皆有以鎮撫王室。【伯氏謂荀躒。】又曰叔氏、而忘諸乎。【注、叔籍談字。】周德雖衰、辭不失舊。此其稱字、必先王之制也。【春秋凡命卿書字、皆本於此。】周公作立政之書、若侯國之司徒司馬司空亞旅、並列於王官之後。蓋古之人君、恭以接下、而不敢遺小國之臣。故平平左右、亦是率從、而成上下之交矣。

*原文は「三」字に誤る。原拠によつて「二」字に訂正する。

古者、人君の其の國の卿大夫に於けるや、皆な伯父【鄭厲公、原繁を謂ふ①】、叔父【魯の隱公、臧僖伯を謂ふ②】、と曰ひ、子大夫③と曰ひ、二三子④と曰ふ。獨り諸侯のみ然するのみならざるなり。曲禮⑤に言ふ「列國の大夫、天子の國に入れば某士と曰ひ、自ら稱して倍臣某と曰ふ」と。然り而して天子之に接するときは、猶ほ其の字を稱す。宣公十六年⑥、晉侯、士會をして王室を平げしむるに、王曰はく「季氏、而聞かざるか」と。成公二年⑦、晉侯、鞏朔をして齊捷を周に獻ぜしむるに、王曰はく「鞏伯實に來たる」と。昭公十五年⑧、晉の荀躒、周に如きて穆后を葬り、籍談、介と爲るに、王曰はく「伯氏、諸侯は皆な以て王室を鎮撫すること有り」と。【伯氏とは荀躒を謂ふ。】又た曰はく「叔氏、而諸を忘れたるか」と。【注「叔は籍談の字

なり」と。周德衰へたりと雖ども、辭は舊を失はず。此に其の字を稱するは、必ずや先王之制なり。『春秋に凡そ命卿に字を書するは、皆な此に本づく。』周公、立政の書を作る(⑨)に、侯國の司徒・司馬・司空・亞旅の若き、並びに王官の後に列す。蓋し古の人君は、恭以て下に接して(⑩)、敢へて小國の臣を遺さず(⑪)。故に「左右を平平し、亦た是れ率ひ從ひ(⑫)」て、上下の交はりを成すなり。

①鄭厲公 『左伝』莊公十四年「厲公入、遂殺傅瑕。使謂原繁曰、傅瑕貳。周有常刑。既伏其罪矣。納我而無二心者、吾皆許之上大夫之事。吾願與伯父圖之。且寡人出、伯父無裏言。入又不念寡人。寡人憾焉」。

②魯隱公 『左伝』隱公五年「冬十二月辛巳、臧僖伯卒。公曰、叔父有憾於寡人。寡人弗敢忘。葬之加一等」。

③子大夫 人君が卿大夫を「子大夫」という表現は、『春秋』三傳仲には見えない。『國語』越語上に「句踐越、苟得聞子大夫之言、何後之有」というのを指すのであろう。

④二三子 「二三子」という表現は『左伝』に多数例見える。楊伯峻『春秋左傳詞典』には「當時習慣語、稱少數大臣」と説明する。

⑤曲禮 『禮記』曲禮下篇。

⑥宣公十六年 『左伝』宣公十六年に「爲毛召之難故、王室復亂。王孫蘇奔晉、晉人復之。冬、晉侯使士會平王室。定王享之。原襄公相禮。殺烝。武子私問其故。王聞之、召武子曰『季氏、而

弗聞乎。王享有體薦、宴有折俎。公當享、卿當宴、王室之禮也」。武子歸而講求典禮、以脩晉國之法」とある。

⑦成公二年 『左伝』成公二年に「晉侯使鞏朔獻齊捷于周。王弗見、使單襄公辭焉。曰『蠻夷戎狄不式王命、淫泆毀常、王命伐之、則有獻捷。王親受而勞之。所以懲不敬勸有功也。兄弟甥舅侵敗王略、王命伐之、告事而已。不獻其功。所以敬親暱禁淫亂也。今叔父克遂有功于齊、而不使命卿鎮撫王室、所使來撫余一人、而鞏伯實來。未有職司於王室。又奸先王之禮。余雖欲於鞏伯、其敢廢舊典以忝叔父。夫齊、甥舅之國也、而大師之後也。寧不亦淫從其欲以怒叔父。抑豈不可諫誨』。士莊伯不能對」とある。

⑧昭公十五年 『左伝』昭公十五年「十二月、晉荀躒如周、葬穆后。籍談爲介。既葬除喪、以文伯宴。樽以魯壺。王曰『伯氏、諸侯皆有以鎮撫王室、晉獨無有何也』。文伯揖籍談、對曰『諸侯之封也、皆受明器於王室、以鎮撫其社稷。故能薦彝器於王。晉居深山、戎狄之與鄰、而遠於王室。王靈不及、拜戎不暇。其何以獻器』。王曰『叔氏而忘諸乎。叔父董叔、成王之母弟也。其反無分乎。密須之鼓與其大路、文所以大蒐也。闕鞏之甲、武所以克商也。唐叔受之、以處參虛、匡有戎狄。其後襄之二路、鍼鉞鉅鬯、彤弓虎賁、文公受之、以有南陽之田、撫征東夏。非分而何。夫有勲而不廢、有績而載、奉之以土田、撫之以彝器、旌之以車服、明之以文章、子孫不忘、所謂福也。福祚之不登、叔父在焉。且昔而高祖孫伯驪司晉之典籍以爲大政、故曰籍氏。及辛有二子董之晉、於是乎有董史。女、司典之後也。何故忘

之」。籍談不能對」とある。

⑨周公作立政之書

『尚書』立政篇「立政、任人・準夫・牧作三事。虎賁・綴衣・趣馬・小尹。左右攜僕、百司庶府。大都小伯、藝人表臣、百司。大史・尹伯、庶常吉士。司徒・司馬・司空・亞旅」。

⑩恭以接下

『尚書』大甲篇中に「接下思恭」とある。

⑪不敢遺小國之臣

『孝經』孝治章。

⑫平平左右：率從

『毛詩』小雅采芣篇。

39 王貳於虢

名不正則言不順。言不順則事不成。而左氏之記周事、曰王貳於虢、王叛王孫蘇。以天王之尊而曰貳曰叛。若適者之辭。其不知春秋之義甚矣。

「名正しからざれば則ち言順はず。言順はされば則ち事成らず①」。而して左氏の周の事を記するや、「王、虢に貳す②」、「王、王孫蘇に叛く③」と曰ふ。天王の尊を以てして「貳」と曰ひ「叛」と曰ひ、適者の辭の若くす。其れ春秋の義を知らざること甚し。

①名不正則：不成

『論語』子路03「子路曰、衛君待子而爲政、

子將奚先。子曰、必也正名乎。子路曰、有是哉、子之迂也。奚

其正。子曰、野哉由也。君子於其所不知、蓋闕如也。名不正則

言不順、言不順則事不成、事不成則禮樂不興、禮樂不興則刑罰

不中、刑罰不中則民無所措手足。故君子名之必可言也、言之必

可行也。君子於其言、無所苟而已矣」。孔子の正名思想、名分論を述べたものとして、後世注目された章である。

②王貳於虢

『左伝』隱公三年。

③王叛王孫蘇

『左伝』文公十四年。

【補説】集釋所引の錢大昕は、顧氏に異を唱えて以下のように述べている。「此は後世の書法を以て古人を議するものにて、宋儒に多く此の病有り。貳心とは、上下に皆な之を用ふべし。叛と背とは聲相近し。晉の先蔑に背きて靈公を立つるは、此の叛と義は同じ」。

なお「貳」とは「(下の者が上のものに)二心をいだく」ことではなく「はなれる」の意、「叛」とは「(下の者が上のものに)そむく」ことではなく「はなれる」の意であり、本来道義的意味合いを持たないことについては、小倉芳彦氏「貳と二心——『左伝』の「貳」の分析——」(『中国古代史研究 第三』一九六九年 吉川弘文館)に論ずるところである。